

令和3年 第3回 まんのう町議会定例会

まんのう町告示第120号

令和3年第3回まんのう町議会定例会を次のとおり招集する。

令和3年9月2日

まんのう町長 栗田 隆義

1. 招集日 令和3年9月13日
2. 場 所 まんのう町役場議場

令和3年第3回まんのう町議会定例会会議録（第4号）

令和3年9月30日（木曜日）午前 9時30分 開会

出席議員 16名

1番 鈴木 崇 容	2番 常 包 恵
3番 小山 直 樹	4番 京 兼 愛 子
5番 竹林 昌 秀	6番 川 西 米希子
7番 田 岡 秀 俊	8番 合 田 正 夫
9番 三 好 郁 雄	10番 白 川 正 樹
11番 白 川 皆 男	12番 松 下 一 美
13番 三 好 勝 利	14番 大 西 豊
15番 川 原 茂 行	16番 大 西 樹

欠席議員 なし

会議録署名議員の指名議員

11番 白 川 皆 男	12番 松 下 一 美
-------------	-------------

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 常 包 英 希 議会事務局課長補佐 平 田 友 彦

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 栗 田 隆 義 副 町 長 栗 田 昭 彦
教 育 長 三 原 一 夫 総 務 課 長 萩 岡 一 志

企画政策課長	松浦正吾	地域振興課長	松下信重
税務課長	小縣茂	住民生活課長	山本貴文
福祉保険課長	池下尚治	健康増進課長	國廣美紀
農林課長	鈴木正俊	建設土地改良課長	河田勝美
地籍調査課長	宮崎雅則	会計管理者	黒木正人
琴南支所長	河野正法	仲南支所長	多田浩章
教育次長兼学校教育課長	香川雅孝	生涯学習課長	細原敬弘

○大西樹議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ちまして、議会報告をいたします。

事務局長、常包英希君。

○常包議会事務局長 御報告申し上げます。

初めに、町長より、地方自治法第149条の規定に基づく議案1件を受理いたしました。次に、各常任委員長より、会議規則第77条の規定に基づく付託審査報告書の提出があり、受理いたしました。

次に、各常任委員長並びに議会運営委員長より、会議規則第75条の規定に基づく閉会中の継続調査申出書の提出があり、受理いたしました。

以上で、議会報告を終わります。

○大西樹議長 議会報告を終わります。

日程第1 議会運営委員会報告

○大西樹議長 日程第1、本日の議事日程等について、議会運営委員会の報告を願います。

議会運営委員長、大西豊君。 (三好勝利議員退席 午前9時32分)

○大西豊議会運営委員長 議会運営委員会の御報告を申し上げます。

9月29日、午後1時30分より、全員協議会室におきまして、町長、副町長、総務課長、議長同席の下、議会運営委員会の委員全員が出席いたしまして、本会議の運営について慎重に審議しましたので、その結果を御報告します。

それでは、お手元に配付されております議事日程第4号について御説明申し上げます。

(三好勝利議員入室 午前9時32分)

日程第1 議会運営委員会報告 議会運営委員長

日程第2 会議録署名議員の指名

- 日程第3 付託案件の委員長報告 教育民生常任委員長
- 日程第4 付託案件の委員長報告 建設経済常任委員長
- 日程第5 付託案件の委員長報告 総務常任委員長
- 日程第6 認定第1号 令和2年度まんのう町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第7 認定第2号 令和2年度まんのう町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第8 認定第3号 令和2年度まんのう町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第9 認定第4号 令和2年度まんのう町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第5号 令和2年度まんのう町下水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第6号 令和2年度まんのう町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第7号 令和2年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 議案第1号 まんのう町議会議員及びまんのう町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
- 日程第14 議案第5号 まんのう町琴南総合センター条例の一部改正について
- 日程第15 議案第6号 まんのう町奨学金貸与条例の一部改正について
- 日程第16 議案第7号 まんのう町町民体育館条例の一部改正について
- 日程第17 議案第8号 まんのう町学校施設使用料条例の一部改正について
- 日程第18 議案第9号 まんのう町過疎地域持続的発展計画の策定について
- 日程第19 議案第11号 まんのう町官民連携事業に関する個別外部監査契約に基づく監査によることについて
- 日程第20 議案第12号 まんのう町官民連携事業に関する個別外部監査契約の締結について
- 日程第21 議案第13号 令和3年度まんのう町一般会計補正予算（案）第3号
- 日程第22 議案第14号 令和3年度まんのう町下水道特別会計補正予算（案）第1号
- 日程第23 議案第15号 令和3年度まんのう町農業集落排水特別会計補正予算（案）第1号
- 日程第24 議案第16号 工事請負契約の締結について（令和2年度まんのう町情報基盤更新事業（美合サブセンター）機器更新工事） 即決でお願いします。
- 日程第25 閉会中の継続調査について
- 以上の日程で意見の一致を見、委員会を閉会しました。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

○大西樹議長 これをもって、議会運営委員会の委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第2 会議録署名議員の指名

○大西樹議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、11番、白川皆男君、12番、松下一美君を指名いたします。

日程第3 付託案件の委員長報告（教育民生常任委員長）

○大西樹議長 日程第3、付託案件の委員長報告の件を議題とします。

教育民生常任委員会の付託案件について、委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員長、川西米希子君。

○川西米希子教育民生常任委員長 教育民生常任委員会委員長報告を申し上げます。

去る9月21日、全員協議会室におきまして、委員5人全員出席し、議長同席の下、町長、副町長、教育長、総務課長、所管課長全員出席により、教育民生常任委員会を開催いたしました。

議題は付託されました案件についてであります。

9月定例会におきまして、当委員会に付託されました案件は、認定第2号から認定第4号、認定第7号、議案第6号から議案第8号、議案第11号、議案第12号までの9案件であります。

執行部より詳細な説明があり、審査を行いましたので、御報告申し上げます。

まず、認定第2号 令和2年度まんのう町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、保険給付費、国民健康保険事業費納付金、保険事業費等の状況、被保険者状況等について、直営診療施設内科・歯科診療所の運営状況、施設管理費、医業費、基金積立金、診療報酬、受診者数の推移等についての説明がありました。

委員より、医療費適正化特別対策事業費で国保新聞発行に対して支出しているが、年間の発行回数等はとの質疑があり、執行部より、2週間に1回程度の発行回数で、国民健康保険に関する様々な情報が掲載されている。業務を遂行する上で必要であるため、福祉保険課内で回覧しているとの答弁がありました。

次に、認定第3号 令和2年度まんのう町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、後期高齢者医療広域連合納付金、諸支出金、保険給付費、被保険者数の状況について説明がありました。

次に、認定第4号 令和2年度まんのう町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、

後期高齢者医療広域連合納付金、第8期介護保険事業計画業務委託料、介護認定審査会費、介護サービス等諸費、介護予防サービス諸費、介護予防事業費、包括的支援事業・任意事業費、基金積立金、要介護認定者数、介護保険サービス利用者数等について説明がありました。

委員より、令和3年8月から国の制度見直しにより、負担能力に応じた負担とする観点から、特別養護老人ホームなど介護保険施設に入居する高齢者のうち、一部の人が支払う利用料が大幅に上がるケースがある。介護保険施設の食費や部屋代の負担を軽くするための補助金が減額、縮小されるためであるが、支払いに困窮し、退所せざるを得ない方はいないかとの質疑があり、執行部より、現在のところ、そのようなケースは聞いていないとの答弁がありました。

委員より、SOSネットワーク使用料とは何かとの質疑があり、執行部より、高齢者が行方不明になったときに警察や役場、地域の登録協力者が速やかに発見し、保護するための仕組みがSOSネットワークシステム回線として構築されている。そのシステム回線の使用料であるとの答弁がありました。

次に、認定第7号 令和2年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定について、施設管理費、維持管理基数、保守点検延べ数、清掃件数等の説明がありました。

次に、議案第6号 まんのう町奨学金貸与条例の一部改正について、大学などを卒業後、3年以上継続してまんのう町に居住する方に対し、奨学金の返還を免除する新しい奨学金の制度を創設するために改正するものであるとの説明がありました。

委員より、町の奨学金貸与者数は少ない。町の審査が厳しいのではないか。貸与額も少なくはないかとの質疑があり、執行部より、ほとんどの学生は日本学生支援機構の奨学金を借りている。日本学生支援機構は申請時期が早く、様々な仕組みがあり、選択肢が多いことがその理由だと考えている。本町の奨学金については年末に広報等で周知をし、年明けに決定する。基準についてはそれほど厳しいとは考えていないとの答弁がありました。

委員より、返還債務の免除による町内居住の見込者数はとの質疑があり、執行部より、本町の奨学金を返還中の方が19名いる。8名は本町に居住している。見込者数としては、奨学金返還者のうち半数程度と考えているとの答弁がありました。

次に、議案第7号 まんのう町体育館条例の一部改正について、学校施設であった旧琴南中学校体育館を町民体育館に変更し、使用料を同等規模の体育館である仲南東体育館、仲南西体育館、仲南北体育館の使用料と同額とするために改正するものであるとの説明がありました。

次に、議案第8号 まんのう町学校施設使用料条例の一部改正について、現在、避難所環境整備として空調整備工事を実施している町内6小学校体育館について、一般開放で使用する場合の冷暖房使用料を1時間当たり2,000円として定めるために改正するものである。また、旧琴南中学校体育館を町民体育館に変更することから、同表から削除する

ものであるとの説明がありました。

委員より、地元住民や利用者への説明はどう考えているのかとの質疑があり、執行部より、避難所としての環境整備を目的に空調整備をしたものであり、その付加価値として利用いただくものである。冷暖房使用料も実費相当額であることから、特に住民への説明は考えていない。利用者には、今後、文書にて冷暖房の使用方法なども含めてお知らせする予定であるとの答弁がありました。

委員より、冷暖房の利用は具体的にはどのように行うのかとの質疑があり、執行部より、硬貨投入方式で500円硬貨と100円硬貨が利用でき、利用時間は投入した硬貨の金額で決まる。1時間2,000円であるが、1,000円しか投入していなければ30分で止まる。両替機設置は考えていないとの答弁がありました。

次に、議案第11号 まんのう町官民連携事業に関する個別外部監査契約に基づく監査によることについて、PFI事業について、地方自治法第252条の41第4項により準用される同法第252条の39第4項の規定により、個別外部監査契約に基づく監査を実施することについて、議会の議決を求めるものであるとの説明がありました。

次に、議案第12号 まんのう町官民連携事業に関する個別外部監査契約の締結について、昨年に引き続き、本町が適切に監査を行える監査人であると認めた高松市藤塚町一丁目10番30号、三和会計事務所にも所属の税理士、米田守宏氏と来年3月末までの期間で個別外部監査契約を締結したい旨の説明がありました。

委員より、個別外部監査の委託先はPFI事業の開始年度より同じであるが、他との契約は考えていないのかとの質疑があり、執行部より、地方自治法の規定により、包括外部監査は連続して4回、同一の相手と契約を締結してはならないとなっているが、個別外部監査は特殊な事業についての監査を監査委員に代わり行うものであり、専門的な知識が必要であり、その規制がないので、米田守宏氏以外と契約をすることは考えていないとの答弁がありました。

委員より、契約金額はその年により異なるが、その理由はどの質疑があり、執行部より、契約金額の違いは監査の範囲と内容の違いである。平成28年度は町のモニタリングの内容と前年度までの個別外部監査における指摘事項への対応を監査の範囲とし、268万円で契約した。平成29年度は、それらに加えて情報技術活用システム関連業務におけるウイルス対策についてとSPCの財務状況についてを監査の範囲とし、300万円で契約した。毎年、外部個別監査の結果はまんのう町監査委員に報告した上で、全員協議会において全議員に報告を行っている。令和元年度の個別監査の報告時に、町のモニタリングについては数年に一度でよいのではないのかとの議員からの意見があり、令和2年度は町のモニタリングについての監査は行わず、110万円で契約したとの答弁がありました。

委員より、契約の相手方は個人名となっているが、個人として不測の事態が生じた場合には、個人が所属する三和会計事務所がその任を遂行すると考えてよいのかとの質疑があり、執行部より、報告書の中にも監査人3名の名前が明記されていると思うが、毎回の監

査は三和会計事務所の公認会計士と税理士が3名で行っている。契約の履行については問題がないと考えているとの答弁がありました。

以上が、議案審議の主な質疑や答弁の報告です。

それでは、付託されました案件について、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第41条の規定により、その結果を報告いたします。

認定第2号 令和2年度まんのう町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、全会一致で認定。認定第3号 令和2年度まんのう町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、全会一致で認定。認定第4号 令和2年度まんのう町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、全会一致で認定。認定第7号 令和2年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定について、全会一致で認定。議案第6号 まんのう町奨学金貸与条例の一部改正について、全会一致で可。議案第7号 まんのう町町民体育館条例の一部改正について、全会一致で可。議案第8号 まんのう町学校施設使用料条例の一部改正について、全会一致で可。議案第11号 まんのう町官民連携事業に関する個別外部監査契約に基づく監査によることについて、全会一致で可。議案第12号 まんのう町官民連携事業に関する個別外部監査契約の締結について、全会一致で可とすることで意見の一致を見ました。

以上、付託案件審査の報告とさせていただきます。

次に、閉会中の継続調査を議長に申し出ることとし、委員会を閉会いたしました。

以上で、教育民生常任委員会の委員長報告を終わります。

○大西樹議長 これをもって、教育民生常任委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

日程第4 付託案件の委員長報告（建設経済常任委員長）

○大西樹議長 日程第4、付託案件の委員長報告の件を議題といたします。

建設経済常任委員会の付託案件について、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長、川原茂行君。

○川原茂行建設経済常任委員長 建設経済常任委員会の委員長報告を申し上げます。

去る9月16日、全員協議会室におきまして、委員全員出席し、議長同席の下、町長、副町長、総務課長、所管課長全員出席により、建設経済常任委員会を開催いたしました。議題は付託案件の審査についてです。

当委員会に付託されました案件は、認定第5号、認定第6号、議案第14号、議案第15号の4件で、執行部より詳細な説明があり、審査を行いましたので、御報告申し上げます。

初めに、認定第5号 令和2年度まんのう町下水道特別会計歳入歳出決算認定については、委員より、実績が前年度より供用開始人口が50人程度増え、接続人口も20人程度増えている要因について質疑があり、執行部より、下水エリア内で分譲住宅等の土地開発が進んでいるため、人口が増え、枝管をつないだことにより増加したとの説明がありました。

委員より、施設管理費が増えた原因は何かとの質疑があり、執行部より、下水道管渠工事費で杉ノ上と福家の2か所の工事を行ったため増額となったとの答弁がありました。

次に、認定第6号 令和2年度まんのう町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定については、委員より、集落排水の施設から放流されている水質管理について質疑があり、執行部より、水質検査を毎月行っており、検査結果については問題なく基準をクリアしている。ただ、浄化槽施設としては老朽化しており、修繕の予算を計上しているとの答弁がありました。

次に、議案第14号 令和3年度まんのう町下水道特別会計補正予算（案）第1号は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ306万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億756万円としている。歳入では、分担金及び負担金において下水道事業受益者負担金124万7,000円を増額し、繰越金において前年度繰越金を181万3,000円を増額計上している。歳出は、総務費において受益者負担前納報奨金を23万円増額し、施設費において委託料を33万円、下水道施設整備工事費を250万円増額計上しているとの説明がありました。

委員より、受益者負担前納報奨金の15%は、企業だけでなく一般家庭にも適用されるのかとの質疑があり、執行部より、企業に限らず、一般家庭であっても適用される。下水道につながると、最初の年に負担金1平米当たり300円が必要となる。一般家庭と比べ、企業になると敷地面積も広がるので高額になるとの答弁がありました。

次に、議案第15号 まんのう町農業集落排水特別会計補正予算（案）第1号は、歳入歳出それぞれ159万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,249万円としている。歳入では、一般会計繰越金を41万3,000円増額し、繰越金において前年度繰越金を117万7,000円増額計上している。歳出は、施設費、農業集落排水施設管理費において需用費を90万円、委託料を24万円、工事請負費を45万円、合わせて159万円を増額計上しているとの説明がありました。

委員より、集落排水処理事業を継続していくのか、合併浄化槽に替えていくのか、公共下水につながりなのか、現時点で今後の方向性をどのように考えているのかとの質疑があり、執行部より、現在、コンサルに委託し、費用対効果や事業の妥当性を検討している。当初計画では集落排水と下水管を接続することで関係機関等から許可は得ているが、費用を試算したところ、数億円は最低限必要となる。これを考えたとき、老朽化している長炭のクリーンセンターを改修し、継続して使うのか。ただ、そうした場合、配管も老朽化しており、当然、その維持管理のための使用料増額が必要になる。いっそのこと集落排水をやめ

てしまい、各家庭に合併浄化槽を設置し、浄化槽会計にするかなど、いろいろな選択肢が考えられており、どの選択肢でいくのかは地元の方の同意も必要であり、また、一般会計歳入との関係もあるため、現段階は町全体で方向性を定めるためのデータ収集をしている状況であるとの答弁がありました。

なお、将来的には町単位でなく、流域単位での統合というところも見据えた方向性となっているとの答弁がありました。

以上、質疑、意見等がありましたが、執行部の答弁があり、委員も理解し、了承されたものと思います。

以上で、付託されました案件について、次のとおり決定しましたので、会議規則第41条の規定により、その結果を報告いたします。

認定第5号 令和2年度まんのう町下水道特別会計歳入歳出決算認定について、全会一致で認定。認定第6号 令和2年度まんのう町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について、全会一致で認定。議案第14号 令和3年度まんのう町下水道特別会計補正予算（案）第1号、全会一致で可。議案第15号 令和3年度まんのう町農業集落排水特別会計補正予算（案）第1号、全会一致で可とすることで意見の一致を見ました。

以上、付託案件審査の報告とさせていただきます。

最後に、閉会中の継続調査を議長に申し出ることとし、委員会を閉会いたしました。

以上で、建設経済常任委員会の委員長報告を終わります。

○大西樹議長 これをもって、建設経済常任委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第5 付託案件の委員長報告（総務常任委員長）

○大西樹議長 日程第5、付託案件の委員長報告の件を議題といたします。

総務常任委員会の付託案件について、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、三好郁雄君。

○三好郁雄総務常任委員長 総務常任委員会の委員長報告を申し上げます。

去る9月27日、全員協議会室におきまして、委員全員出席し、町長、副町長、所管課長全員出席により、総務常任委員会を開催いたしました。

議題は付託案件についてであります。

初めに、認定第1号 令和2年度まんのう町一般会計歳入歳出決算認定について並びに議案第13号 令和3年度まんのう町一般会計補正予算（案）第3号については、教育民生常任委員長、建設経済常任委員長より関係部分の質疑結果等の報告がありました。報告につきましては、タブレットの委員長報告に入れておりますので、よろしくお願ひします。

9月定例会におきまして、当委員会に付託されました案件は、認定第1号、議案第1号、議案第5号、議案第9号、議案第13号の5案件であります。

執行部より詳細な説明を受け、審査を行いましたので、報告申し上げます。

まず、認定第1号 令和2年度まんのう町一般会計歳入歳出決算認定については、総務費では、委員より、総務管理費でデマンドタクシーの走行距離の総数について質疑があり、執行部より、車両の運行距離の総数は40万キロを超えているとの答弁がありました。

委員より、町長公用車の日本自動車連盟（JAF）会費を新たに予算計上しているが、通常、上乗せ保険に加入していればロードサービスがついているため、JAFと重複して使えないと思うとの質疑があり、執行部より、公用車の上乗せ保険は町村会の自動車共済保険に加入しており、ロードサービスはついていない。町長公用車は県外への出張もあることから、JAFへ加入したものであるとの答弁がありました。

委員より、自治振興費の集会場建設助成金で1件9万円とあるが、どこの集会場に補助したのかとの質疑があり、執行部より、仲南宮田自治会が耐震診断を行い、耐震診断の補助金の上限9万円を補助したものであるとの答弁がありました。

委員より、交通政策費の地方生活バス路線維持補助で、琴参バス美合線での乗換えで以前から不効率ではないかと指摘していたが、その後、改善に向けての動きはないのかとの質疑があり、執行部より、補助金の仕組みについては現在も変わっていない。補助金の要件として市町をまたぐ路線であること、1日の運行便数が複数回であること、それと乗車密度の三つが必要である。運行については、落合橋から奥に距離を延長すると、乗車密度の条件を満たさなくなり補助金がなくなるため、町単独費用で維持することは現実的に難しい。地域公共交通計画の新規作成時に住民の皆さんの意見を踏まえ検討したいとの答弁がありました。

委員より、財産管理費の文科省派遣職員用宿舎物件に係る賃借料が令和元年度よりかなり増えているのはなぜかとの質疑があり、執行部より、令和元年度では敷金のみ支出していたが、令和2年度は年間の家賃分を支出したためであるとの答弁がありました。

委員より、交通安全対策費の保険料で、交通指導員災害補償保険は昨年までなかったが、新たに支出するのはなぜかとの質疑があり、執行部より、制度改正により交通指導員が会計年度任用職員となったことで別途計上することになったとの答弁がありました。

民生費では、委員より、長尾会館の利用者が年々減ってきているが、利用者を増やすため新たな事業を検討するなど今後の対応を考えてほしいとの意見があり、執行部より、利用状況については、昨年度はコロナの影響で閉館していたため、各種行事が中止となり利用者が減少したが、今後の施設の利用促進については、隣保館運営協議会の中で協議していきたいとの答弁がありました。

土木費では、委員より、道路橋梁維持管理費の負担金で道路愛護会とはどういう会なのかとの質疑があり、執行部より、道路愛護会は旧琴南地区の町道部分の草刈り等をしていただいている地元の団体である。年間の活動実績に対して負担金を出しているとの答弁が

ありました。

以上、認定第1号に対する質疑の報告です。

次に、議案第1号 まんのう町議会議員及びまんのう町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定については、本町の選挙における立候補環境改善を図るため、まんのう町議会議員及びまんのう町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を新たに制定するものであるとの説明がありました。

委員より、自治体の判断で公費負担の制度を導入することだが、県内の他の自治体の状況を教えてほしい。また、来年4月の町長、町議会選挙から適用になると思うが、周知をどのようにするのかとの質疑があり、執行部より、県内の状況を見ると、まだ未定のところが多いが、小豆島町、綾川町は9月議会に上程したと聞いている。周知方法については、今後、選挙管理委員会で公費負担制度についての分かりやすい手引きを作成したいと考えているとの答弁がありました。

次に、議案第5号 まんのう町琴南総合センター条例の一部改正については、琴南総合センターの新築工事が完了したことに伴い、琴南総合センターの位置を現行の「まんのう町川東1494番地1」から「まんのう町川東1496番地1」に改正し、併せて、新しい総合センター内の施設の使用時間及び使用料について改正するものであるとの説明がありました。

次に、議案第9号 まんのう町過疎地域持続的発展計画の策定については、令和3年度から令和7年度の5年間の期間とするまんのう町過疎地域持続的発展計画を策定することについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定により議会の議決を求めるものである。計画内容で、新たな過疎法では、過疎地域の自立促進から持続的発展へと目的が見直され、過疎対策の目標としては、新たに「移住・定住・地域間交流の促進、人材育成」、「地域における情報化」、「子育て環境の確保」、「再生可能エネルギーの利用の推進」が追加となっているとの説明がありました。

委員より、計画は5年間で取り組む事業を入れているが、今後、社会的な情勢の変化によって新たに組み込まなければならない事業も出てくるかもしれないが、その場合に計画の変更手順はどうなっているのかとの質疑があり、執行部より、計画を変更する場合、また、事業を新しく追加する場合には変更の手続きが必要になるが、まだ国からの変更に関する仕様が示されていない。手続きは事前協議で県へ変更の手続きの協議を行い、その内容を確認した上で、議会の議決事項になるのか軽微な内容変更になるかを定める。

委員より、企業立地に関する部分が入っていないがなぜかとの質疑があり、執行部より、個別の事業については、関係各課より提出があったものをまとめて一つのものになっている。具体的には、事業計画の表で持続的発展施策区分、事業名は国のほうで項目を示されている。この項目にない事業を本町として今後取り組んでいく場合は、変更の手続きが必要になるとの答弁がありました。

委員より、過疎地域持続的発展計画の周知方法について質疑があり、執行部より、住民

の方にはホームページを通じて公表するが、冊子の作成は考えていないとの答弁がありました。

次に、議案第13号 令和3年度まんのう町一般会計補正予算（案）第3号では、歳入の補正に関する主なものとして、分担金及び負担金の増額は、農林水産業費分担金において農地農業用施設災害復旧費分担金10万円の増額、国庫支出金3,138万1,000円の増額は、国庫負担金衛生費国庫負担金において新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金として1,986万6,000円増額、国庫補助金衛生費補助金で新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金として1,151万5,000円を増額計上しているとの説明がありました。

県支出金は2,040万5,000円の増額、これは農林水産業費において農業水路等長寿命化・防災減災事業費補助金など、農地費補助金を合わせて1,890万5,000円増額し、林業振興費補助金として森林病虫害等防除事業補助金を150万円追加計上、繰入金は1,400万円の増額、これは地域福祉基金繰入金を1,400万円増額計上、繰越金7,837万1,000円の増額は前年度繰越金であるとの説明がありました。

諸収入は、その他雑入を10万円増額計上、町債は1億3,940万円の増額、これは総務債において庁舎改修事業債を1億2,700万円増額し、農林水産業債において単独県費補助土地改良事業債を330万円、防災調整池改良事業債を910万円追加計上しているとの説明がありました。

次に、歳出に関する主なものとして、総務費全体としては1億3,985万5,000円の増額、総務課所管分として総務管理費、一般管理費において例規整備業務委託料を150万円増額、これは定年延長制度導入に係る例規整備の業務委託料であるとの説明がありました。

財産管理費において修繕料を186万7,000円増額、これは新型コロナウイルスワクチン接種コールセンターに係る電話設備の修繕費及び本庁舎植栽改修・剪定防草などに係る費用の補正、その他業務委託料77万円は本庁舎の太陽光発電用蓄電池の廃棄処理委託料であるとの説明がありました。

また、本庁舎3・4階空調・照明設備改修工事の監理委託料として396万円を増額計上、工事請負費1億2,980万円の補正についても、本庁舎3・4階空調・照明設備改修工事の増額補正、また、備品購入費20万円においては、新型コロナウイルスワクチン接種コールセンターに係る電話機などの機器購入費であるとの説明がありました。

また、支所及び出張所費で琴南支所管理運営費として64万円の増額補正、これは旧の総合センターから新しい総合センターへ移動するに当たり、今年度限り会計年度任用職員を1名雇用するための増額であるとの説明がありました。

委員より、琴南支所管理運営費について、会計年度任用職員は新旧どちらの施設に配置するのかとの質疑があり、執行部より、美合出張所には2名の職員が勤務しているが、会計年度任用職員は、その担当者が資料を整理する際の手伝いをしたり、事務室に残って受

付業務、電話対応をしたり、両方の施設で勤務することになるとの答弁がありました。

次に、消防費は160万円の増額、まず、非常備消防費において自衛消防屯所及び資材整備補助金を100万円増額、これは長尾北組自衛消防団のポンプ積載車購入に係る補助金である。消防施設費において役務費を10万円、委託料を50万円増額計上、これは吉野第6分団乾燥塔及び防災倉庫移設に伴う建築確認申請手数料及び委託料であるとの説明がありました。

以上が、議案審議であった主な質疑や答弁の報告です。

それでは、付託されました案件について、次のとおり決定しましたので、会議規則第41条の規定により、その結果を報告いたします。

認定第1号 令和2年度まんのう町一般会計歳入歳出決算認定について、全会一致で認定。議案第1号 まんのう町議会議員及びまんのう町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について、全会一致で可。議案第5号 まんのう町琴南総合センター条例の一部改正について、全会一致で可。議案第9号 まんのう町過疎地域持続的発展計画の策定について、全会一致で可。議案第13号 令和3年度まんのう町一般会計補正予算(案)第3号、全会一致で可とすることで意見の一致を見ました。

以上、付託案件審査の報告とさせていただきます。

最後に、閉会中の継続調査を議長に申し出ることとし、委員会を閉会いたしました。

以上で、総務常任委員会の委員長報告を終わります。

○大西樹議長 これをもって、総務常任委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

ここで、休憩を取ります。議場の時計で10時45分までお願いします。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時45分

○大西樹議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

日程第6 認定第1号 令和2年度まんのう町一般会計歳入歳出決算認定について

○大西樹議長 日程第6、認定第1号 令和2年度まんのう町一般会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

これより、討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、認定第1号 令和2年度まんのう町一般会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

日程第7 認定第2号 令和2年度まんのう町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

○大西樹議長 日程第7、認定第2号 令和2年度まんのう町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、認定第2号 令和2年度まんのう町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

日程第8 認定第3号 令和2年度まんのう町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

○大西樹議長 日程第8、認定第3号 令和2年度まんのう町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、認定第3号 令和2年度まんのう町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

日程第9 認定第4号 令和2年度まんのう町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

○大西樹議長 日程第9、認定第4号 令和2年度まんのう町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、認定第4号 令和2年度まんのう町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

日程第10 認定第5号 令和2年度まんのう町下水道特別会計歳入歳出決算認定について

○大西樹議長 日程第10、認定第5号 令和2年度まんのう町下水道特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了します。

これより、認定第5号 令和2年度まんのう町下水道特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

日程第 1 1 認定第 6 号 令和 2 年度まんのう町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について

○大西樹議長 日程第 1 1、認定第 6 号 令和 2 年度まんのう町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、認定第 6 号 令和 2 年度まんのう町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

日程第 1 2 認定第 7 号 令和 2 年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定について

○大西樹議長 日程第 1 2、認定第 7 号 令和 2 年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、認定第 7 号 令和 2 年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

日程第 1 3 議案第 1 号 まんのう町議会議員及びまんのう町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について

○大西樹議長 日程第 1 3、議案第 1 号 まんのう町議会議員及びまんのう町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についての件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第1号 まんのう町議会議員及びまんのう町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第5号 まんのう町琴南総合センター条例の一部改正について

○大西樹議長 日程第14、議案第5号 まんのう町琴南総合センター条例の一部改正についての件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第5号 まんのう町琴南総合センター条例の一部改正についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第6号 まんのう町奨学金貸与条例の一部改正について

○大西樹議長 日程第15、議案第6号 まんのう町奨学金貸与条例の一部改正についての件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第6号 まんのう町奨学金貸与条例の一部改正についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第7号 まんのう町町民体育館条例の一部改正について

○大西樹議長 日程第16、議案第7号 まんのう町町民体育館条例の一部改正についての件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第7号 まんのう町町民体育館条例の一部改正についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第8号 まんのう町学校施設使用料条例の一部改正について

○大西樹議長 日程第17、議案第8号 まんのう町学校施設使用料条例の一部改正についての件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第8号 まんのう町学校施設使用料条例の一部改正についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第9号 まんのう町過疎地域持続的発展計画の策定について

○大西樹議長 日程第18、議案第9号 まんのう町過疎地域持続的発展計画の策定についての件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了します。

これより、議案第9号 まんのう町過疎地域持続的発展計画の策定についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第11号 まんのう町官民連携事業に関する個別外部監査契約に基づく監査によることについて

○大西樹議長 日程第19、議案第11号 まんのう町官民連携事業に関する個別外部監査契約に基づく監査によることについての件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第11号 まんのう町官民連携事業に関する個別外部監査契約に基づく監査によることについての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第12号 まんのう町官民連携事業に関する個別外部監査契約の締結について

○大西樹議長 日程第20、議案第12号 まんのう町官民連携事業に関する個別外部監査契約の締結についての件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第12号 まんのう町官民連携事業に関する個別外部監査契約の締結についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第13号 令和3年度まんのう町一般会計補正予算（案）第3号

○大西樹議長 日程第21、議案第13号 令和3年度まんのう町一般会計補正予算（案）第3号の件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第13号 令和3年度まんのう町一般会計補正予算（案）第3号の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第14号 令和3年度まんのう町下水道特別会計補正予算（案）第1号

○大西樹議長 日程第22、議案第14号 令和3年度まんのう町下水道特別会計補正予算（案）第1号の件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第14号 令和3年度まんのう町下水道特別会計補正予算（案）第1号の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第15号 令和3年度まんのう町農業集落排水特別会計補正予算（案） 第1号

○大西樹議長 日程第23、議案第15号 令和3年度まんのう町農業集落排水特別会計補正予算（案）第1号の件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第15号 令和3年度まんのう町農業集落排水特別会計補正予算（案）第1号の件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第16号 工事請負契約の締結について（令和2年度まんのう町情報基盤更新事業（美合サブセンター）機器更新工事）

○大西樹議長 日程第24 議案第16号 工事請負契約の締結について（令和2年度まんのう町情報基盤更新事業（美合サブセンター）機器更新工事）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第16号 工事請負契約の締結について（令和2年度まんのう町情報基盤更新事業（美合サブセンター）機器更新工事）につきまして、その提案理由を申し上げます。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及びまんのう町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的といたしましては、令和2年度まんのう町情報基盤更新事業（美合サブセン

ター)機器更新工事、契約の方法といたしましては条件付一般競争入札、契約金額は7,535万円、うち消費税額が685万円、契約の相手方は、高松市西宝町1丁目8番24号、株式会社四電工香川支店常務執行役員支店長、秋月伸夫でございます。

今回の契約は、平成19年度に整備した光ケーブルを用いた通信の拠点施設の一つである美合サブセンターについて、琴南総合センターの建て替えに伴い、その機能を新建屋に移設し、それに併せて昨今の国や社会の情報通信に関する動向、動勢の大きな変化に伴い、現有設備のままでは今後の高度化するICT社会に対応することが困難なことが予想されるため、より多くの情報量を処理できるよう、機器等の更改を行うことを目的として、電気通信設備工事の請負契約の締結を行おうとするものでございます。

経過等詳細につきましては、担当課長より説明を申し上げます。御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○大西樹議長 企画政策課長、松浦正吾君。

○松浦企画政策課長 令和2年度まんのう町情報基盤更新事業（美合サブセンター）機器更新工事に関する入札執行内容及び経過につきまして御説明申し上げます。

まず、入札の形式といたしましては、条件付一般競争入札といたしております。

入札参加資格といたしましては、対象を単独企業もしくは共同企業体とし、一般的な事項のほか、香川県内に本社、本店または支店、営業所を有すること、建設業法の規定による経営事項審査における電気通信工事業の総合評定値が1,000点以上であること、平成19年度以降にF T T H方式、F T T C方式のいずれかの方式によるケーブルテレビ施設整備事業のセンター施設整備を元請として受注し、施工した実績を有すること、建設業法の規定による管理技術者の資格を有し、同種工事に現場代理人、主任技術者、管理技術者のいずれかとして従事した実績を有し、かつ、第1級有線テレビジョン技術者またはこれと同等以上の資格を有したものを専任で配置できることを条件としております。

去る8月11日に一般競争入札の公告を行い、8月20日に参加受付を締め切り、審査の結果、1社の参加資格を確認し、9月22日、入札を執行いたしました。

入札の結果、株式会社四電工香川支店常務執行役員支店長、秋月伸夫が落札いたしました。

これにより、本日、工事請負契約の締結を議案として上程させていただきました。

以上、簡単ではございますが、内容及び経過の説明とさせていただきます。御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

2番、常包恵君。

○常包恵議員 質疑をさせていただきますが、今回の入札、一般競争入札ということではありますが、落札者が1社だけであったということで、そして、その落札価格は予定価

格の96.8%というふうになっております。

そこでお聞きいたしますが、一つ目は、執行部として何社くらいの入札を想定といえますか、期待をしていたのか。

二つ目として、結果的に1社になった理由は、どのように推測、判断、現時点においてどのように考えておられるのか。

三つ目として、今回の工事は更新工事ということですが、当初の工事においての入札について、何社が入札をされたのか。そして、そのときの落札価格は、予定価格に対しての比率はどうであったか。そして、落札業者は今回の落札業者と同じであるのかどうか。

以上、3点についてお伺いいたします。

○大西樹議長 企画政策課長、松浦正吾君。

○松浦企画政策課長 常包議員さんの御質問にお答えいたします。

今回の入札につきましては、結果的に1社ということでございます。業者の予定ということで、大体、今回、4社ぐらいが参加されるのではないかと考えておりました。

なぜこういう結果になったかというところを考えたところ、やはり条件付一般競争入札での入札執行ということでしたので、不参加の業者への聞き取りというのとはできておりません。推測にはなります。新型コロナの影響によりまして、工期内の機器の調達等が確約できないことやネットワーク強靱化の事業案件が増えているということもありまして、技術者の確保がしにくい状況だったことなどが原因ではないかというふうに考えております。

二つ目ですね、1社入札についてということだったんですが、二つ目は……。

○常包恵議員 三つ目として、今回、更新なので、当初の工事、平成19年の入札の際、何社が入札に参加をしたのか。そして、そのときの落札価格は、予定価格に対しての比率は何%であったのか。そして、そのときの落札業者は今回の業者と同じであるのかどうかです。

○松浦企画政策課長 常包議員さんの御質問にお答えいたします。

前回のセンター設備の工事につきましては、全部で6社が参加されております。当日辞退が1社、落札者は三菱電機株式会社四国支社が落札しております。

以上でございます。

○大西樹議長 ここで、整理のため、暫時休憩いたしますので、よろしく願いいたします。

休憩 午前11時14分

再開 午前11時21分

○大西樹議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

企画政策課長、松浦正吾君。

○松浦企画政策課長 常包議員さんの御質問にお答えします。

請負率は88.43%でございます。

○大西樹議長 ほかに質疑はありませんか。

常包恵君。

○常包恵議員 調べていただいてありがとうございました。

88%、今回、96%ということで、それは理由は分かりません。ただ、結果としてそういうふうになつるということでありますが、町の契約規則の第25条の中に、指名競争入札の参加者は5人以上、会社では5社以上指名するというふうに町の契約規則の中でうたわれております。今回は一般競争入札でありますから、入札に参加するしないは業者の意向、事情とかそういうのが、そこで左右されますが、役場のほうで何社来てくれという話にはなりません、しかしながら、業者が5社以上、先ほどの想定の中でも4社ということでありましたが、当初のときには6社参加いただいたわけでありますから、入札に参加していただける業者が5社以上になるように、一般競争入札においても、その工事の内容であるとか、発注の時期であるとか、また、参加資格であるとか、そういう面を十分考慮いただきながら、今後、発注を、入札執行をいただきたいなど。そのことが適正な工事と、それから透明な入札といえますか、より安価な競争が行われて、工事が行われるというふうに考えますので、指名競争入札にはそういうふうにかいておくわけですから、一般競争入札においても、そのようにできるだけ近づくような配慮が必要になるというふうに思うんですが、見解をお願いします。

○大西樹議長 総務課長、萩岡一志君。

○萩岡総務課長 常包議員の御質問にお答えします。

1社入札につきましては、今回、条件付一般競争入札ということで行いまして、入札結果が1社ということでございました。今回の一般競争入札のために入札公告を行ってございまして、誰もが入札に参加できる機会を確保されていたということで、競争の原理は働いていたものと考えてはおります。各業者がその入札に参加するかどうかの判断から、結果として1社での入札となったということで、私どもは手続上、問題はないと認識しておりますが、今後、先ほど議員さんおっしゃったように、なるべく多くの業者が参加できるような条件等を示して、適正というか、工事の入札に努めたいと思っております。

○大西樹議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 これをもって、質疑を終了します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第16号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、議案第16号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第16号 工事請負契約の締結について（令和2年度まんのう町情報基盤更新事業（美合サブセンター）機器更新工事）の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第25 閉会中の継続調査について

○大西樹議長 日程第25、閉会中の継続調査についての件を議題といたします。

各常任委員長より所管事務の調査を行うため、また、議会運営員長より議会運営を効率的、円滑に行うために閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

各常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査を行うことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出のとおり、議会閉会中の継続調査をすることに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議された案件の審査は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

これにて、令和3年第3回まんのう町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時28分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和3年9月30日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員